

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」
(案) について (概要)

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

1. 改正の趣旨

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「協定」という。）の見直し交渉が実施され、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」に署名がなされたことに伴い、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を定める「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 312 号）について、インドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにするため、必要な整備を行うもの。

2. 改正の概要

- 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」に基づき、看護師候補者及び介護福祉士候補者の要件として、インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了すること及び協定第 15 条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たすことを追加するとともに、看護師候補者及び介護福祉士候補者の滞在期間の更新回数の上限をそれぞれ 4 回に改める。
- 滞在期間の更新回数の上限を改めることに伴い、看護師候補者については 3 回目及び 4 回目の滞在の期間の更新を行う場合に、介護福祉士候補者については 4 回目の滞在の期間の更新の場合に、看護研修改善計画又は介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの誓約を行うこと、及び看護師国家試験又は介護福祉士国家試験において一定の基準以上の点数であることを要件として定める。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 協定第 94 条 1 及び 4、附属書十第一編第六節

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 2 月上旬（予定）
- 適用期日：「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」の効力発生の日